

○白岡市本庁舎、保健福祉総合センター及び生涯学習センターにおける通話録音装置に関する運用基準

令和 7 年 1 月 2 2 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、白岡市本庁舎、保健福祉総合センター及び生涯学習センターにおける通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めることにより、業務の公正かつ適正な執行の確保、犯罪の防止及び職員への不当な圧力の排除を図り、以てより一層の能率的な公務の遂行を実現することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。
- (3) 通話録音装置等 通話録音装置及び通話録音データをいう。
- (4) 管理責任者 通話録音装置等を管理する者をいう。
- (5) 操作担当者 管理責任者により通話録音装置等を操作することとされた者をいう。

(管理責任者等の設置)

第 3 条 市長（以下「管理者」という。）は、通話録音装置等の適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置くものとし、財政課長をもって充てる。

2 管理責任者は、操作担当者以外の者に、通話録音装置等の操作をさせてはならない。ただし、手動で録音する卓上タイプの通話録音装置は除くものとする。

(法令順守)

第 4 条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）を遵守し、通話録音装置の

設置及び運用に関し必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び操作担当者は、個人情報が含まれる通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた者も同様とする。

（録音の事前告知）

第5条 操作担当者は、通話の録音を開始する前に、通話録音装置の音声案内その他適当と認める方法により、通話内容を録音する旨について通話の相手方に告知するものとする。ただし、当該告知をすることが困難であると認められる場合は、これを省略することができる。

（通話録音装置等の適正管理）

第6条 管理責任者は、通話録音装置等については、持ち出し防止措置を講じるほか、適切な方法により管理するものとする。

2 通話録音データの保存期間は、録音された日から概ね3か月とし、保存期間を経過したもの及び電子記録媒体の保存容量を超えたものの消去については、上書き機能により行うものとする。ただし、通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

（目的外利用及び提供の制限）

第7条 管理責任者は、通話録音装置の設置の目的を超えて通話録音データを利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、法第69条第2項各号の規定に該当する場合は、この限りでない。

（苦情の処理）

第8条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び運用に関する苦情があったときは、遅滞なく適切に対応するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和7年1月31日から施行する。